



- 国内で26年ぶりに豚コレラが発生！！ ～野生動物対策、監視強化をお願いします～ ……1
- 獣医師法第22条の届出を忘れずに ……2
- 北海道、鹿児島導入牛で摘発 ～導入牛検査で牛ヨーネ病の侵入を防止しましょう！～ ……3
- ～家畜を救う守り神 ワクチン接種で経営安定～ ……4

国内で26年ぶりに豚コレラが発生!! ～野生動物対策、監視強化をお願いします～



平成30年9月9日、岐阜県の養豚農場において、国内では平成4年以来26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されました。また、発生農場から10km圏内及びその隣接地域で発見された野生イノシシにおいても、豚コレラウイルス遺伝子が30例以上から検出されています。

○今回の事例における豚コレラ診断に至るまでの経緯

- 8月20日：数頭の豚に食欲不振、衰弱が認められ、獣医師に診療依頼。症状の改善が見られないため、8月23日に家保へ検査依頼。
- 8月24日：家保立入。臨床検査、血液生化学検査の実施。
食欲不振、衰弱、高体温等を認めるも、下痢等の症状はなく、送風ダストの停止や制限給水の実施等もあり、熱射病と診断。
- 9月 3日：死亡豚の解剖を実施し、豚コレラ診断のため、蛍光抗体検査及び遺伝子検査を実施したが、両検査とも陰性。
- 9月 7日：同じ検体を用いて、再検査を実施した結果、遺伝子検査陽性。農場に再立入のうえ、採材を実施。その際に豚の大量死（9/3～9/7：約80頭死亡）を確認。
- 9月 8日：国及び県で同時並行で検査開始。県の検査で疑いありと診断。
- 9月 9日：国の遺伝子解析の結果、豚コレラと確定。

次頁に続く

○国の疫学調査チームの現地調査の結果（実施：9月9日）

- ①農場では、衛生管理区域入口に踏み込み消毒槽、動力噴霧機を設置。人や車両を介した病原体侵入防止対策は図られていたが、農場敷地周囲へのフェンス等が未設置、豚舎壁面に経年劣化による多数の破損の確認、豚舎開口部のビニールカーテンの紛失等、野性動物を介した侵入防止には、やや難があった。
- ②殺処分前の豚の状況は、豚房内の1か所に集まってうずくまる傾向が認められ、一部の豚に腹式呼吸、発咳や振戦を認めたが、外貌上の明らかな臨床症状は認められなかった。

今回発生したウイルス株の遺伝子検査によりますと従来の野外株とは異なるものであり、海外から持ち込まれた可能性が高いと考えられています。

畜産農家の皆様方におかれましては、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期摘発のための監視の強化に万全を期していただくようお願いいたします。

豚コレラの症状



写真出典：国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門

獣医師法第22条の届出を忘れずに！

獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務づけられており、平成30年は、届出の年となっています。

平成30年12月31日現在の状況を、家畜保健衛生所に届け出て下さい。

1) 届出様式：

獣医師法施行規則第6号様式（A4版サイズ 平成24年度から変更）

2) 届出期間：

平成31年1月1日から1月16日（必着）

3) 届出先：

居住地の最寄の家畜保健衛生所に届け出て下さい。

なお、届出様式や記載方法は、農林水産省HP（下記URL）にも掲載されています。

（農林省HP）<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

北海道、鹿児島県導入牛で摘発 ～導入牛検査で牛ヨーネ病の侵入を防止しましょう！～

平成30年度、管内の北海道導入初妊牛で患畜1頭、定性陽性牛※1 1頭、鹿児島県導入子牛で定性陽性牛1頭を県外導入牛ヨーネ病検査で摘発しました。

患畜は法令殺、定性陽性牛は飼養者が自主的にとう汰を実施し、牛ヨーネ病の侵入と感染の拡大を水際で防止しました。

県外導入牛検査による摘発頭数が増加しており、牛ヨーネ病の侵入リスクが高まっています。

※1：患畜と診断される基準未満であるが、ヨーネ菌遺伝子が検出された牛

▶導入元の牛ヨーネ病発生状況と管内の導入牛検査成績

導入元		北海道	鹿児島県	栃木県
管内導入牛検査	検査頭数	338 (541)	22 (24)	0 (15)
	患畜頭数	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	定性陽性牛頭数	1 (4)	1 (0)	0 (0)
導入元の発生頭数※2		454頭	23頭	4頭

※2：平成30年1月～7月。他は平成30年4～9月。（）は前年度実績。

▶県外導入牛の検査を受けるには？

- 対象：搾乳または繁殖に供する目的で県外から導入した牛
- 手数料：無料
- 申込み：導入予定1週間前までに、頭数や予定日を当所に連絡してください
- 検査：糞便中のヨーネ菌遺伝子の有無と量を検査します
- 材料：導入1週間後以内に、糞便を採取して当所へ搬入してください
- 期間：糞便搬入後、検査結果が判明するまで約1週間かかります

*注意事項

導入牛は健康を確認するまで、既存の飼養牛と接触させずに隔離飼養しましょう。

※牛ヨーネ病とは？

- ヨーネ菌により慢性の頑固な下痢を起こす家畜伝染病（法定伝染病）です。
- 治療薬やワクチンはなく、感染牛を早期に見つけ、とう汰する必要があります。
- 感染牛は発症前から菌を大量に排出し、気付かないうちに農場内を広く汚染します。

～ 家畜を救う守り神 ワクチン接種で経営安定 ～

畜産経営の安定化には、家畜の健康維持があってはじめて成り立ちます。

家畜伝染性疾病の発生防止のためには、病原体を農場内へ持込まないことはもちろんですが、ワクチンを接種することは重要なことです。

ワクチンの役目は、あらかじめウイルスや細菌(病原体)に対する免疫(抵抗力)を体内で作り出し、病気になりにくくすることです。

また、ワクチン接種することで、個々の牛を守るだけでなく、地域全体の牛を守るという役割もあります。(例えば、アカバネ病など)

ワクチン接種は、経営安定にはなくてはならない**家畜を救う守り神**と言えるでしょう。

岩手県北家畜衛生協議会では、流産予防、呼吸器病(肺炎など)予防、消化器病(下痢など)予防等の各種ワクチンを取り揃えていますので、接種を希望される方は、かかりつけの獣医師に御相談してください。

また、平成31年度からは、皆様の御要望等により新たにクロストリジウム五種混合ワクチンと牛伝染性鼻気管炎及び牛パラインフルエンザの呼吸器症状に対する予防の鼻腔内噴霧ワクチン(TSV2)を取扱うことを検討しておりますので、御期待ください。



〔平成30年度の取り扱いワクチンおよび予防注射手数料〕

ワクチン	接種料	事業
牛アカバネ病(生)	1,920円	牛の異常産(流産など)の予防
牛五種混合(生)	2,080円	牛の呼吸器病・消化器病等の予防
牛五種混合(不活化)	1,910円	〃
牛六種混合(生、不活化)	2,320円	〃
牛六種混合(生)	2,220円	〃
牛ヘモフィルス(不活化)	1,220円	牛の伝染性血栓性髄膜炎の予防
牛五種・ヘモフィルス混合(生・不活化)	2,600円	牛の呼吸器病・消化器病等の予防及び伝染性血栓性髄膜炎の予防
豚丹毒(生)	140円	豚丹毒の予防
豚丹毒(不活化)	170円	豚丹毒の予防
牛クロストリジウム三種混合(不活化)	1,000円	牛の気腫疽及び悪性水腫の予防
豚TGE・PED混合(生)	620円	豚伝染性胃腸炎や豚流行性下痢の発症の阻止又は軽減
豚日本脳炎(生)	600円	死産の予防
日本脳炎・パルボ混合(生)	1,200円	死産の予防

